

33 経営力強化保証

経営力強化保証は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関*と連携して事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営力の強化を図ることを目的とした保証です。

*中小企業等経営強化法第21条1項(平成28年7月1日施行)の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

対象となる方	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う方																																																					
資金使途	事業資金(事業計画の実施に必要な資金に限る)																																																					
保証限度額	個人・法人 2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																																					
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:運転資金5年以内、設備資金7年以内(うち据置期間1年以内) (注)ただし、本制度によって保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内とします。																																																					
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																																					
返済方法	一括返済または分割返済																																																					
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)																																																					
担保	必要に応じて提供していただきます。																																																					
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																																					
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照)																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">責任共有 保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">責任共有外 保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>2.00%</td> <td>1.80%</td> <td>1.60%</td> <td>1.35%</td> <td>1.10%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.35%</td> </tr> </tbody> </table>	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%									責任共有外 保証料率	貸借対照表あり	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%	貸借対照表なし	1.35%								
	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																											
	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%																																											
		貸借対照表なし	1.15%																																																			
責任共有外 保証料率	貸借対照表あり	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%	0.50%																																												
	貸借対照表なし	1.35%																																																				
(注1) 原則、通常の保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。																																																						
(注2) 会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。																																																						
保証割合	責任共有制度対象(ただし、責任共有制度対象外の既保証を同額で借換えする場合は、責任共有対象外となります。)																																																					
必要書類	<p>所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業計画書(申込人が策定したもの) ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要) 																																																					
その他注意事項	<p><金融機関が行う支援および報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ①金融機関は、中小企業者等から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとします。 ②金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとします。 ③金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況の報告が必要です。 ④金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとします。 																																																					

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援室または各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。